

介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容

(平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号)

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の三十三第二號の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、当分の間、福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三條の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習をいう。)と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しない。

介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容

区分	科目	時間数
講義	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1) 福祉用具の役割	一
	(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	一
	2 介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	二
	(2) 介護サービスにおける視点	二
	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1) からだとこころの理解	六
	(2) リハビリテーション	二
	(3) 高齢者の日常生活の理解	二
	(4) 介護技術	四
	(5) 住環境と住宅改修	二
	4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1) 福祉用具の特徴	八
演習	(2) 福祉用具の活用	八
講義	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
	(1) 福祉用具の供給の仕組み	二
	(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	五
演習	6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	五

(注) 右記とは別に、筆記の方法による修了評価(一時間程度)を実施すること。

改正文（平成二六年六月二日厚生労働省告示第二五〇号）抄

平成二十七年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われている講習については、なお従前の例によることができる。